

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画の変更案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、地域計画の変更案に対し、飯塚市の住民は下記4により意見を提出することができる。

令和7年11月26日

飯塚市長 武 井 政 一

1 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和 7 年 11 月 26 日

至 令和 7 年 12 月 9 日

2 地域計画の変更案の縦覧場所

飯塚市 経 済 部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 須田支所 経済建設課

飯塚市ホームページ

3 地域計画の変更案の地区（1地区/全60地区）

地域名：太郎丸（太郎丸一区、太郎丸二区）

4 意見の記載内容

（1）意見書の提出方法

持参又は郵送（縦覧期間内の消印有効）

（2）意見書の提出期限

地域計画の変更案の縦覧期間満了の日までとする。

（3）意見提出の注意事項

書面による提出とし、口頭での意見は受けられない。地域計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

5 意見の提出先

飯塚市 経 済 部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 須田支所 経済建設課